宿毛市青年就農給付金給付要綱

（趣旨）

第１条　経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して経営開始型の青年就農給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。

本事業の実施にあたっては、新規就農総合支援事業実施要綱（平成２４年４月６日付け２３経営３５４３号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）、高知県青年就農給付金事業費補助金要綱に定めるもののほか、本要綱に定めるところによる。

（給付要件等）

第２条　市は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で給付金を給付する。

（１）独立・自営就農時の年齢が、原則４５歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。

（２）次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。

ア　農地の所有権又は利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主であること。

イ　主要な農業機械・施設を給付対象者が所有している又は借りていること。

ウ　生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ　給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ　給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

（３）経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから５年以内に継承して農業経営を開始すること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は給付の対象外とする（なお、給付対象者が農業経営を法人化している場合は、（２）のア及びイの「給付対象者」を「給付対象者又は給付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「給付対象者」を「給付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。）。

（４）第６条第１項の経営開始計画（第１号様式）が次に掲げる基準に適合していること。

ア　農業経営を開始して５年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ　計画の達成が実現可能であると見込まれること。

（５）人・農地プラン（戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱別記１の人・農地プラン作成事業を利用せずに、同要綱別記１に準じて作成したものを含む。）に中心となる経営体として位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれていること。

（６）原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

（７）平成２０年４月以降に農業経営を開始した者であること。

（給付金額及び給付期間）

第３条　給付金の額は、１人あたり年間１５０万円とする。また、給付期間は最長５年間（平成２３年度以前に経営を開始した者にあっては、経営開始後５年度目分まで）とする。

２　前項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、夫婦合わせて年間２２５万円を給付する。

（１）家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

（２）主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。

（３）夫婦共に人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること又は位置づけられることが確実と見込まれていること。

３　複数の新規就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該新規就農者（当該農業法人及び新規就農者それぞれが人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれている場合に限る。）にそれぞれ年間１５０万円を給付する。なお、経営開始後５年以上経過している農業者と法人を設立する場合は、給付の対象外とする。

（給付の停止）

第４条　次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、市は給付金の給付を停止する。

（１）第２条の要件を満たさなくなった場合

（２）農業経営を中止した場合

（３）農業経営を休止した場合

（４）第６条第７項の報告を行わなかった場合

（５）第７条第５項の就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと市が判断した場合（例：経営開始計画の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業従事日数が一定以下（年間１５０日程度）である場合、事業実施主体から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）

（６）給付対象者の前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、給付金は除く。）が２５０万円以上であった場合（その後、２５０万円を下回った場合は、翌年から給付を再開することができる。）

（給付金の返還）

第５条　次に掲げる要件に該当する場合は給付対象者は給付金を返還しなければならない。ただし、第２条の第２号アに該当する場合にあっては、病気や災害等のやむを得ない事情として市が認めた場合はこの限りではない。

（１）前条の第１号から第５号に掲げる要件に該当した時点が既に給付した給付金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の給付金を月単位で返還する。

（２）虚偽の申請等を行った場合は給付金の全額を返還する。

（給付対象者の手続）

第６条　給付金の給付を受けようとする者は、経営開始計画（第１号様式）を作成し、市に承認申請する。

２　前項の承認を受けた者は、経営開始計画を変更する場合は、計画の変更を申請する（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。）。

３　第１項の承認を受けた者は、給付申請書（第２号様式）を作成し、市に給付金の給付を申請する。給付の申請は半年ごとに行うことを基本とし、経営開始後１年を超えて申請した場合は、既に経過した年数分は給付の対象とはならない。

４　前項の申請を行った者が、経営開始計画の変更に伴い、給付申請の内容に変更が生じる場合は、変更を申請する。

５　給付金の給付を受けた者（以下「給付金受給者」という。）は、給付金の受給を中止する場合は市に中止届（第３号様式）を提出する。

６　給付金受給者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は市に休止届（第４号様式）を提出する。

７　休止届を提出した給付金受給者が就農を再開する場合は経営再開届（第５号様式）を提出する。

８　給付金受給者は、給付期間内及び給付期間終了後３年間、毎年７月末及び１月末までにその直前の６か月の就農状況報告（別紙様式第６号）を市に提出する。なお、給付金受給者は、給付期間内及び給付期間終了後３年間に居住地を転居した場合は、転居後１か月以内に住所変更届（第７号様式）を市に提出する。

９　給付金受給者は、第５条の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（第８号様式）を市に申請する。

（市の手続等）

第７条　市は、給付金の給付を受けようとする者から経営開始計画の申請があった場合には、経営開始計画の内容について審査する。審査の結果、第２条の要件を満たし、給付金を給付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で経営開始計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。なお、審査に当たっては、必要に応じて、関係者で面接等を行うとともに、必要な書類等を追加で求めることができるものとする。

２　市は、経営開始計画の変更申請があった場合は、前項の手続に準じて承認する。

３　給付金の給付申請を受けた市は、申請の内容が適当であると認めた場合は予算の範囲内で給付金を給付する。給付金の給付は半年ごとに行うことを基本とする。

４　給付申請書の内容に変更があり、変更の内容が適当であると認めた場合は、予算の範囲内で変更した内容に基づき給付金を給付する。

５　就農状況報告を受けた市は、高知県幡多農業振興センター等の関係機関と協力し、給付金を給付している期間、経営開始計画に即して計画的な就農ができているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、関係機関と連携して適切な指導を行う。確認は、就農状況確認チェックリスト（第９号様式）を使い、以下の方法により行う。

（１）給付金受給者への面談

ア　経営開始計画達成に向けた取組状況

（２）圃場確認

ア　耕作すべき農地が遊休化されていないか

イ　農作物を適切に生産しているか

（３）書類確認

ア　作業日誌

イ　帳簿

６　市は、給付金受給者から中止届の提出があった場合、又は第４条各号のいずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止する。

７　市は、給付金受給者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、給付金の給付を休止する。ただし、やむを得ないと認められない場合は給付金の給付を中止する。

８　市は、給付金受給者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、給付金の給付を再開する。

９　給付金受給者が第５条に該当した場合、市は、給付金受給者に給付金の返還を命ずる。市は、給付金受給者から提出された返還免除申請書の申請内容が妥当と認められる場合は給付金の返還を免除することができる。市は、給付金受給者から給付金の返還があったときは、速やかに返還された給付金を高知県に対して返還するものとする。

（その他）

第８条　市は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、給付対象者に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができる。

２　市は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない給付金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表することができる。

附　則

この告示は、告示の日から施行し、平成２４年９月１日から適用する。